

福利厚生事務の手引の改訂について（令和4年3月）

1 福利厚生事務の手引

改訂セクション	改訂箇所	改訂内容
表紙		・ 今回の改訂に伴い、表紙の改訂年月の時点修正を行った。
目次		・ 今回の改訂に伴い、ページ数が増加したため、§ 5に係るページ番号の修正を行った。
§ 5 掛金等に係る手続き	§ 5-002～004 § 5-006 § 5-019, 023	・ 令和4年度掛金率及び負担金率を掲載した。（掲載ページ数増のため、以降のページ番号も変更） ・ 法改正により、組合員資格の取得日と喪失日が同月の場合、厚生年金保険料と退職等年金掛金の徴収の取扱いが令和4年4月分から統一されたため、所要の修正を行った。 ・ 広島銀行の取扱い変更により、令和4年4月から、掛金の振込納付に際しての手数料を振込人から徴収することとされたため、文言の修正を行った。

※ 手引を差し替える場合、改訂セクション全体を印刷すること（改訂箇所部分の増に伴ってページ番号のずれが生じているため）

2 福利厚生事務の手引様式集

（改訂なし）